



VOL.64

# トクちゃん新聞

## 6月号

クールBiz実施中。  
軽装で失礼します。



平成24年6月8日  
**徳野会計事務所**

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205  
FAX: 06-6809-2206  
URL: <http://www.ft-tax.com/>

●先日、税務顧問をさせて頂いている、**社団法人生野産業会の第67回定時総会**が開催され、総会・懇親会・その後の2次会と出席して来ました。役員をしていらっしゃる方々は、会社設立50年以上で、長らく地域の発展に寄与してこられた方々ばかりです。お酒をいただきながら、そんな方々から**地域のこと・歴史のこと・経営のこと等々、様々なお話を伺ってとても有意義な時間**でした。この類のお話って、直接の後継者の方にとっては、「またこの話か・・・」と**ウンザリする部分**もあると思いますが、**父親が生きている間しか聞けない**わけですので、10回に1回程度？は、しっかり聞いて欲しいな～と思います。



担当: 徳野



お医者さんと同様  
セカンドオピニオン

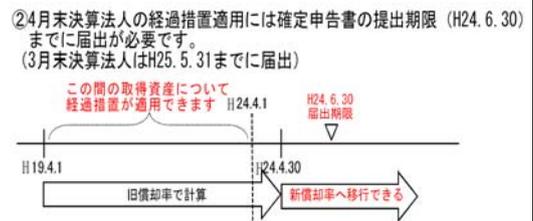
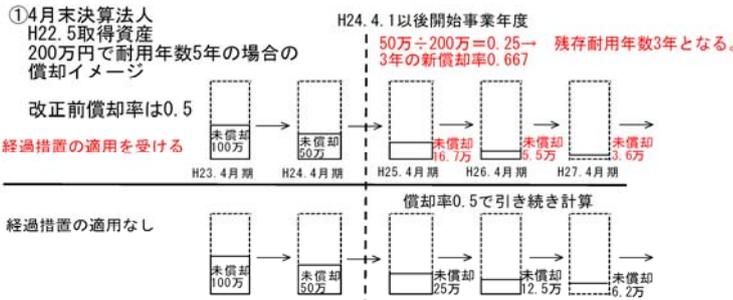
●「今の税理士さんイマイチやねんけど、切り替えるのって、**勇気要るな～**」というようなお話をお聞かせいただくことがよくあります。従来は、「そうですね～難しいですね～」と聞きするにとどめていました。しかし、他の会計事務所から切り替えてくださった会社さんの決算書を拝見すると、「**何でこんな処理?**」と疑問に感じる「**へんてこな決算書**」であることも多く、弊社においてもこういった声はその企業様のためにも、もっと積極的に対応するべきではないか?と思ったりしました。そこで、**セカンドオピニオンメニューを充実**させることといたしました。ぜひ、同封のチラシをご覧ください!

### ◆税務情報 定率法償却率の改正 経過措置について

担当: 福田



5月号でお伝えのとおり、減価償却費を計算するための定率法償却率が平成24年4月1日以後取得分から引き下げになっています。この経過措置として平成19年4月1日～平成24年3月31日の取得分についても新償却率を適用することが可能なのですが、前号の関係記事で記載誤りがありました。5月号税務情報記事内の下から6行目右端 誤→(償却限度額を下げたい方) 正→(償却限度額を上げたい方) 経過措置の適用を受ける場合は未償却簿価割合を経過年数表にあてはめて**残存耐用年数を算出し、その償却率を使用するためほとんどの場合償却限度額が上がる**こととなります。(下記①参照。)なお経過措置の適用を受けるためには届出が必要です。(下記②参照。)5月号の記事に誤りがありましたことをお詫び申し上げます。



### ◆書籍紹介【決算書の9割は嘘である】

担当: 杉山



著者は元国税調査官で国税局に10年間勤務され、退職後ビジネス関連を中心としたフリーライターとして活躍されています。

決算書には5つのタイプがあると著者は分類されています。

- 1.少しでも利益を多く見せたい「**野心型決算書**」
- 2.「**税金ケチり型決算書**」
- 3.すぐに損失を計上する「**保守的決算書**」
- 4.状況に応じてケチと見栄っ張りを使い分ける「**老獺(ろうかい)型決算書**」
- 5.業績悪化を必死に隠す「**ごまかし型決算書**」

上記の補足をしますと

- 1は上場を目指している新興企業によく見られます。
- 2は**同族会社**によく見られる決算書です。
- 3は資金面で安定していて銀行、株主を気にしなくて良い企業に見られます。
- 4は税法をよく研究し節税策を講じて、状況に応じて決算書を使い分ける企業です。
- 5は業績が悪化、業界全体が景気の悪い企業に見られ、企業を存続させるために、必死にもがいている色合いがあります。



貴社はどのタイプになるでしょうか?

最近では銀行からの借入時に「**チェックリスト**」の作成を当社に要請されることが多くなりましたが、作成に当たってはとも神経を使います。問題なく全てに○が入れられるような決算書が理想ですが、...

書籍名: 決算書の9割は嘘である 発行所: 幻冬舎 著者: 大村 大次郎



## ◆税務スケジュール(6月)

★ 労働保険料の申告・納付が始まります。

6月1日(金)～7月10日(火)

★ 源泉所得税(納期の特例)納付が7月10日(火)期限です。

弊社で納付書を作成している顧問先様については、まずは5月分までの給与・賞与支給状況をお知らせください。

6月支給分は支給内容が決定次第、追ってお知らせ願います。

★ 所得税の予定納税額通知が届きます。

廃業・休業または業況不振等により、「減額申請書」を提出される場合は、6月中に担当者まで御連絡ください。(申請書提出期限:7月17日)



担当:岡村



◆4月決算法人の確定申告

◆10月決算法人の予定申告

◆1月7月決算法人の消費税中間申告

(直前期納税額400万円超～4,800万円以下の場合)

◇11日(月)・5月分源泉税・特別徴収住民税納付

・12～5月分 住民税の納付

(特別徴収・納期の特例分)

◇7月2日(月)・5月分社会保険料納付

## ◆労働保険料の口座振替

平成23年度第3期の納付から、労働保険料が口座振替できるようになった事をご存知でしょうか?

そろそろ労働保険の申告書が届いておりますが、残念ながら今から口座振替の手続きをしても24年度第1期の口座振替には間に合いません。

分割納付される場合は、7月10日までに手続きすれば24年度の第2期分より振替が可能です。

一括納付される場合は、少なくとも今年中に手続きしておけば25年度第1期より口座振替されます。

今のうちに手続きをしておかれると良いのではないのでしょうか。

### ■口座振替の申込

納期	第1期	第2期	第3期
申込締切日	2月10日	7月10日	9月7日

### ■口座振替納付日

納期	第1期	第2期	第3期
口座振替納付日	9月28日	11月14日	2月14日
口座振替を利用しない場合	7月10日	10月31日	1月31日

担当:岡村



## ◆増加雇用者1人当たり20万円の税額控除!

3月決算法人の5月申告業務も無事に完了いたしました。



担当:池田



今回の申告業務で、平成23年6月30日に新しく公布された税制で、青色申告書を提出する法人及び個人で、前事業年度より一定の人数、一定の割合以上に雇用者が増加した場合には、増加雇用者数に対して1人当たり20万円を法人税額等から控除するという雇用促進税制を適用された法人顧問先様がいらっしゃいました。

ハローワークに所定の雇用促進計画書を事前に提出されており、事業年度末時点で増加した雇用者数の確認を申告期限までに受理されていたので、税額控除を受ける為の申告書を、当然のことながら初めて作成させていただきました。

その顧問先様は事業拡大中で、パート等の短時間労働者でも雇用保険一般被保険者であれば雇用者に含まれることから、増加人数が20人以上となり控除額も400万円以上となりました。しかしながら、中小企業者の場合法人税額の20%(中小企業者以外の場合10%)が控除限度額となるため、残念ながら全額を控除することはできなかったのですが、計画的な節税にはかなり有効だと思います。

尚、この制度の適用期限は、法人の場合は、平成26年3月31日までに開始する事業年度まで、

個人事業主(常時使用する従業員が1000人以下)の場合は、平成25年分と平成26年分に適用できます。

この制度の内容は、同新聞のVOL. 55にも掲載致しましたが、適用要件等詳細については、弊社又は担当者までお気軽にお問い合わせご相談ください。



## ◆アントワネットのお茶会

担当:赤松

ボンボン、クグロフ、メレンゲ。ブルーのクロスに大きなりボン矢車菊をあしらった美しい食器。甘い物、可愛い物が大好きだったフランス王妃マリー・アントワネット好みの食卓は愛らしくてうっとり。

こんな風に食卓を演出することを食卓芸術と呼び、日本では今田美奈子先生が第一人者。そのお弟子さんのスクールに秋から参加します。今田先生は、フランスロワール古城の元城主で、お姫様養成講座をされていた凛とした素敵なお方。木漏れ日の中、鳥の囀りを聞きながらロワイヤル・リモージュのティーカップでお紅茶を頂くと、気分はまるでプッチリアン。(贅沢の限りを尽くした豪華絢爛なヴェルサイユ宮殿も素敵ですが、王妃が愛した離宮プッチリアンは静かで温か。行き届いたセンスの良さに、心が安らぎます)

慌ただしい日常から解き放たれた空間でゆったり流れる優雅な時間は、上質で夢見心地。時と空間を自己流にアレンジし、自分で楽しむ。新しい世界に挑戦です☆



## ◆税務クイズ

担当:赤松

1. 突然家に、大阪市の税務職員を名乗る人間がやって来て、税金の未納があるので納めてくださいと言いました。

まず見せてもらうものは?

A.免許証 B.徴税吏員証 C.公務員証明書

2. 7月31日が提出期限の税務署への書類を、7月31日にゆうパックで送付。到着は翌日予定。期限内に提出したことになる?

1. B.徴税吏員証 直接徴収には来ません。詐欺にご注意を! 大阪市の税務職員の訪問なら、必ず顔写真付きの身分証明書である「徴税吏員証」を持参しているはずなので、その提示を求めると、市税事務所名、氏名の確認も行ってください。その他のご不明点があれば財政局税務部収納対策担当にお問い合わせを。

2. なりません!!

税務手続きに関する書類の提出日は、原則「税務官庁に書類が到達した日」とされていますが、提出時期が決まっている書類については、一部を除き第一種郵便物が信書便物であれば通信日付により表示された日が提出日となされます(消印有効)。ただし、ゆうパックは信書便を送れませんから、本来利用できませんし、受け取ってもらえても到達した日が提出日とされ、期限後の扱いになってしまいます。

